

## 特定処遇改善における「見える化要件」について

当法人におきましては「介護職員等特定処遇改善加算」・「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の算定を行っております。

当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- ✓ 現行の処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定していること
- ✓ 職場環境要件について「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性の向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行っていること
- ✓ 賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容をホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること
- ✓ 特定加算(Ⅰ)の算定においては、事業所の種類に応じて、サービス提供体制加算(Ⅰ)または(Ⅱ)や、特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)や日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)の届出を行っていること

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する取り組みにつきまして、以下のとおり公表いたします。

# 当法人における処遇改善に関する取り組みについて

## 1. 入職促進に向けた取組

- ◆他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ◆職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

## 2. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ◆働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ◆上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

## 3. 両立支援・多様な働き方の推進

- ◆職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ◆有給休暇が取得しやすい環境の整備

## 4. 腰痛を含む心身の健康管理

- ◆介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ◆短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ◆事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

## 5. 生産性向上のための業務改善の取組

---

- ◆タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- ◆5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
- ◆業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

## 6. やりがい・働きがいの醸成

---

- ◆ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ◆利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ◆ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供